

「中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」の概要

(平成25年12月26日原子力損害賠償紛争審査会(平成28年1月28日改定))

避難区域について、賠償すべき損害として、中間指針及び中間指針第二次追補に加え以下を明示。

1. 精神的損害

長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害を賠償する

対象：帰還困難区域（除染・インフラ復旧計画がない等、避難指示解除の見通しが無い区域）
ただし、町の中核的機能が帰還困難区域にある大熊町・双葉町については町全域

内容：一人1,000万円（一括払い。生活費の増加費用を含まない。）
避難区域の見直しが平成24年6月の場合、追加賠償額は700万円

※対象者以外（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）については、事故後6年間経過後も引き続き1人月額10万円

2. 住居確保に係る損害

移住等に伴い新たな住居を取得するためや、帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値（既に東京電力が賠償中）を超えて負担した必要かつ合理的な費用を賠償する。

①上記1.の対象者

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償
（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償）

宅地：新たに取得した土地の価格と従前の土地の価格の差額を賠償^(注)

(注)福島県の平均宅地面積400㎡、福島県内の主要な避難先（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市、南相馬市）の平均宅地面積250㎡、単価41,000円/㎡を基準とする。

②移住することが合理的と認められる者（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償
（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償）

宅地：①の75%を賠償（元の土地の価値を考慮）

※①②の賠償を受けた後、新たな住居に転居した時点で、避難費用の賠償は終了。

③帰還する者

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%まで（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割まで）を上限として、実際に負担した修繕・建替え費用（建替えの場合、元の住宅の解体に要した費用も賠償）

※従前の住居が借家であった者が新たに借家への入居が必要となった場合には、一時金(礼金等)に加え、新たな借家の家賃^(注)と従前の家賃の差額の8年分を賠償

(注)元の借家面積に応じた平均的な家賃を上限とする。

3. 避難指示解除後の「相当期間」

避難指示解除後、精神的損害及び避難費用が賠償の対象となる「相当期間」は、1年間を当面の目安とする。（ただし、一定の医療・介護が必要な場合や、子供の通学先の学校の状況等、特段の事情がある場合を除く。）